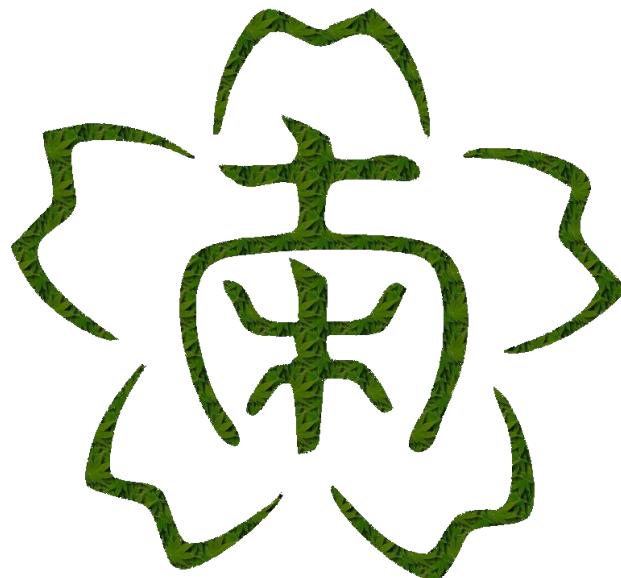


南相木村役場
地球温暖化防止実行計画
(事務事業編)



2026年1月
南相木村

目 次

第1章 計画策定の背景と趣旨	
1 背景	1
2 実行計画策定の趣旨	3
第2章 計画の基本的事項	
1 計画の目的	4
2 計画の期間	4
3 数値目標の基準年度	4
4 計画の対象とする温室効果ガス	4
5 計画の対象とする範囲	5
第3章 温室効果ガス排出量	
1 基準年度の排出量	6~8
第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標	9
第5章 目標実現のための具体的な取組み	
1 目標実現のための取組み	10
2 具体的な取組み内容	11~15
第6章 計画の推進	
1 計画の推進体制	16
2 実施状況の進捗管理と評価・見直し	16
3 職員に対する研修など	16
4 その他	16

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 背景

（1）気候変動の影響

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2021年8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと」

「大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること」「気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大すること」が示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

（2）地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という枠を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を「2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑える」ためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

（3）地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月に国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月には、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2025年2月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2021年10月に閣議決定した前回の計画を改定しました。改定された地球温暖化対策計画では、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減する前回の目標に加え、2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず直実に進んでいくことや、中期目標として2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指し、中長期的な予見可能性を高め、脱炭素と経済成長の同時実現に向けた対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

【単位：100万t-CO₂、括弧内は2013年度比の削減率】

	2013年度実績	2030年度（2013年度比）※1	2040年度（2013年度比）※2
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760（▲46%※3）	380（▲73%）
エネルギー起源CO ₂	1,235	677（▲45%）	約360～370（▲70～71%）
産業部門	463	289（▲38%）	約180～200（▲57～61%）
業務その他部門	235	115（▲51%）	約40～50（▲79～83%）
家庭部門	209	71（▲66%）	約40～60（▲71～81%）
運輸部門	224	146（▲35%）	約40～80（▲64～82%）
エネルギー転換部門	106	56（▲47%）	約10～20（▲81～91%）
非エネルギー起源CO ₂	82.2	70.0（▲15%）	約59（▲29%）
メタン（CH ₄ ）	32.7	29.1（▲11%）	約25（▲25%）
一酸化二窒素（N ₂ O）	19.9	16.5（▲17%）	約14（▲31%）
代替フロン等4ガス	37.2	20.9（▲44%）	約11（▲72%）
吸収源	-	▲47.7（-）	▲約84（-）※4
二国間クレジット制度（JCM）	-	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	官民連携で2040年度までの累積で2億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。

地球温暖化対策計画における温室効果ガス別の排出削減・吸収量の目標・目安

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画の概要」

<<https://www.env.go.jp/content/000291668.pdf>>

2025年2月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）の目標に加え、2035年度60%削減、2040年度73%削減（いずれも2013年度比）という野心的な中間目標を設定し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー

電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

(4) 地球温暖化対策を巡る県内の動向

長野県は、2019年12月6日に都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、2050ゼロカーボンを実現するため、県民一丸となり、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、エネルギー自律分散型で災害に強い地域づくりを進めていく決意を表明しました。

また、気候非常事態宣言の理念を具現化するため、2020年4月1日には「長野県気候危機突破方針」を公表し、2050ゼロカーボンの実現に向け、最終エネルギー消費量の7割削減、再生可能エネルギー生産量の3倍以上への拡大などの具体的な数値目標を掲げました。

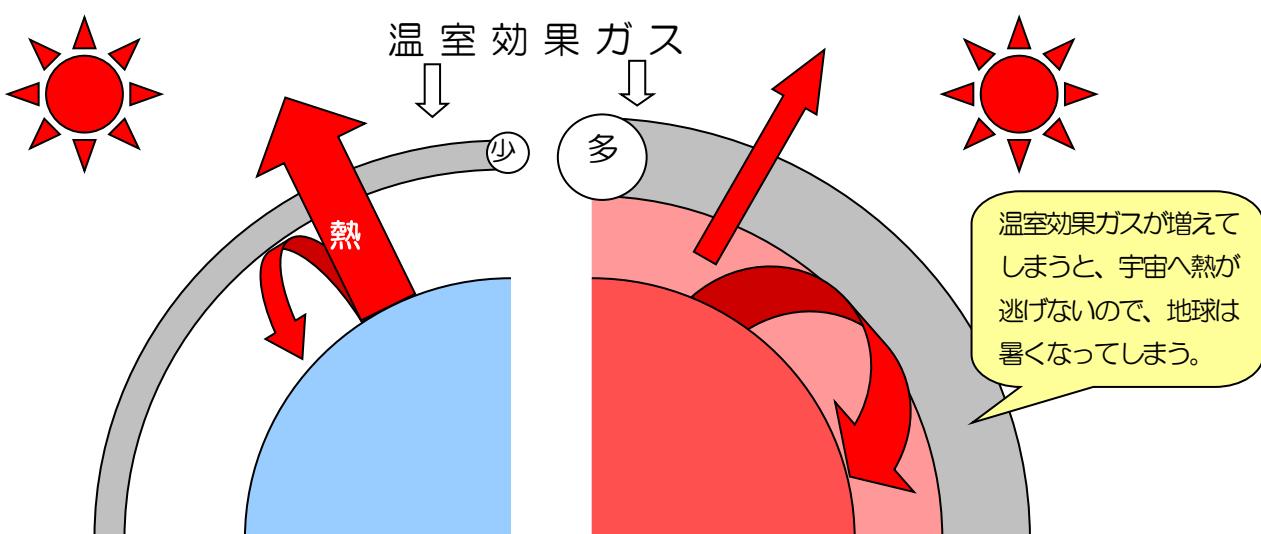
2020年10月2日には全国で初めて、2050ゼロカーボンを目標に掲げる議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例」が全会一致で可決・成立し、持続可能な脱炭素社会づくりを県民総参加で実現するため、県に行動計画の策定を求めています。

更には、2050ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、中間目標となる2030年度までを計画期間として取組を推進するため、第四次の県民計画及び長野県脱炭素社会づくり条例に基づく第一次の行動計画となる「長野県ゼロカーボン戦略」を策定しました。

2 実施計画策定の趣旨

「南相木村役場地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条第1項に基づき、村が実施している事務及び事業において、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的に、地球温暖化防止対策を全庁的に取組むために策定するものです。

村では、2009年に策定した本計画に基づきこれまで取組を進めてきましたが、昨今の国や県の動きも踏まえて、第2次計画として内容の見直し等を行いました。



第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

役場及び出先機関は、自らが温室効果ガスを排出する規模の大きい事業主体であることを認識し、実施する全ての事務・事業に対し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの地球温暖化防止に向けた取組みを率先して行うことで、実質的な温室効果ガスの排出抑制を図り、地域の模範となるよう取組みを推進します。

また、紙、電気、燃料の使用量などを抑制することで事務経費の削減につなげます。更には、これらの取組みにより得た情報や経験などを効果的に活用することで、地球温暖化防止に向けた村民や事業者の自主的な取組みの促進を図るなど、村全体での取組みを推進します。

2 計画の期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和13（2030）年度末までを目標期間として取組みます。

また、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、進歩状況等の結果を踏まえ、その都度内容の見直しを行うこととします。

3 数値目標の基準年度

本計画の数値目標の基準年度は、平成25（2013）年度とします。

4 計画の対象とする温室効果ガス

本計画において排出量の削減対象とする「温室効果ガス」は、法律に規定されたうち次に掲げる4種類のガスとします。

	温室効果ガス名	記号	主な発生源等
1	二酸化炭素	CO ₂	ガソリンや灯油等の化石燃料の燃焼、電気やプロパンガス等の使用に伴い排出されます。
2	メタン	CH ₄	公用車の走行や浄化槽の使用により排出されます。
3	一酸化二窒素	N ₂ O	公用車の走行や浄化槽の使用により排出されます。
4	ハイドロフルオロカーボン	HFC	公用車のカーエアコンの使用により排出されます。

5 計画の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、村が直接実施する事務・事業全般とし、全機関を対象とします。ただし、外部への委託等により実施するものは対象外とします。

本計画の対象となる事務・事業の範囲は、次の機関が実施する事務・事業とします。

課名など	主な施設名など
議会事務局	役場庁舎
総務課	役場庁舎・村営バス車庫・消防拠点など
住民課	多機能多世代交流センター・診療所など
振興課	役場庁舎・水道施設など
保育所	保育所・室内プールなど
教育委員会	村公民館・社会体育館・民俗資料館・小学校など

第3章 温室効果ガス排出量

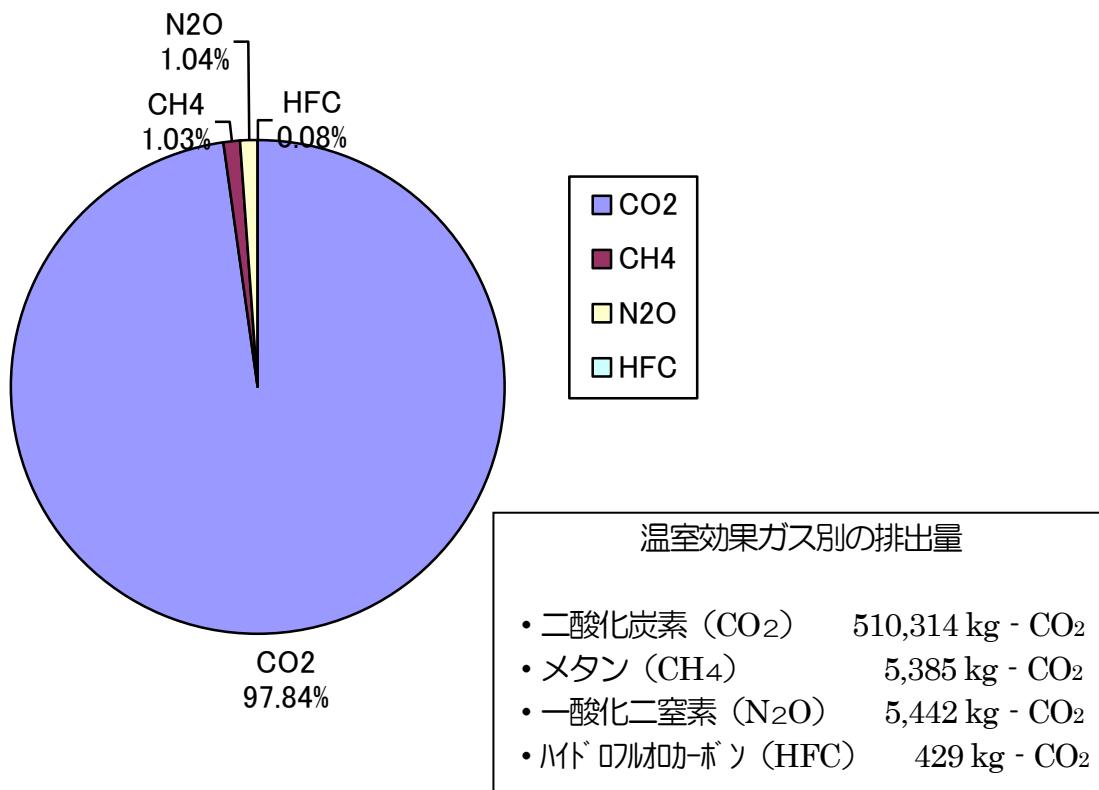
1 基準年度の排出量

実行計画の数値目標の基準年度となる平成25（2013）年度の村の事務・事業における各温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）は以下のとおりです。

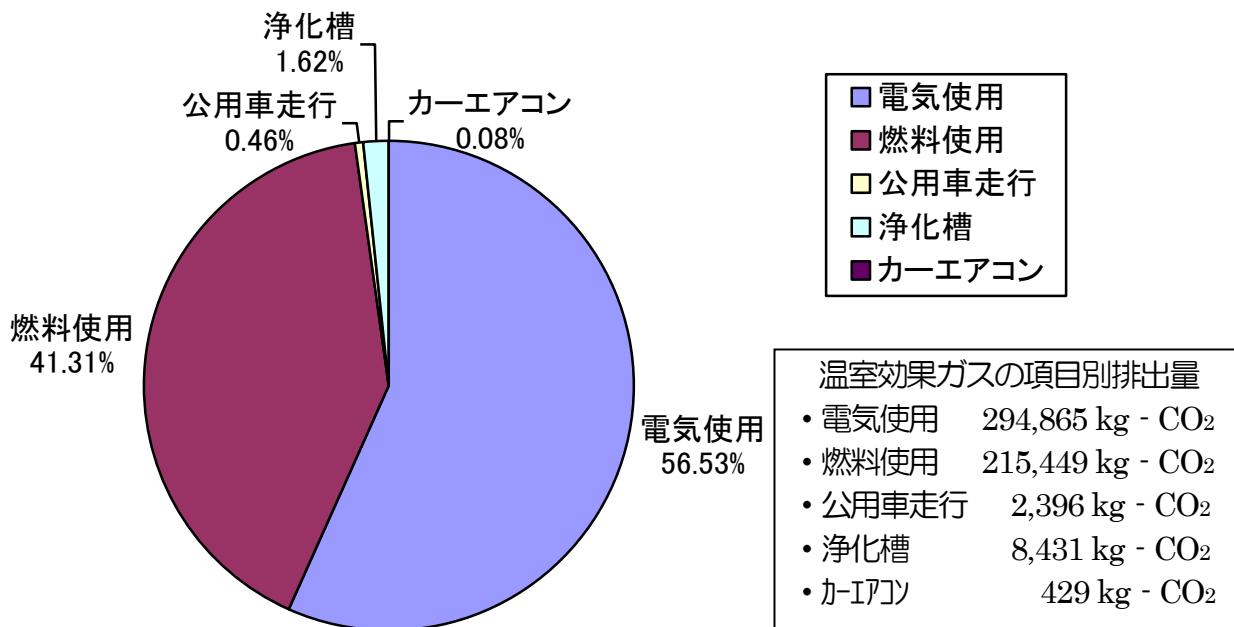
ガスの種類	主な排出要因	主な活動量	温室効果ガス排出量	構成比
二酸化炭素	電気の使用	531,288 kWh	294,865 kg-CO ₂	56.53%
	燃料の使用	ガソリン	11,264 リットル	26,132 kg-CO ₂
		灯油	28,020 リットル	69,770 kg-CO ₂
		軽油	32,394 リットル	83,577 kg-CO ₂
		A 重油	12,000 リットル	32,520 kg-CO ₂
		LPG	1,135 kg	3,450 kg-CO ₂
メタン	公用車の走行	293,097 km	84 kg-CO ₂	0.02%
	浄化槽	459 人	5,301 kg-CO ₂	1.02%
一酸化二窒素	公用車の走行	293,097 km	2,312 kg-CO ₂	0.44%
	浄化槽	459 人	3,130 kg-CO ₂	0.60%
ハイドロフルオロカーボン	カーエアコンの使用	22 台	429 kg-CO ₂	0.08%
温室効果ガス総排出量			521,570 kg-CO ₂	100.00%

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成19年3月環境省）に基づいて算定しています。

温室効果ガス排出割合



温室効果ガスの項目別排出割合



《省エネ等関連項目》

★ コピー使用量 (※メーター及び請求書により使用枚数が確認できる機種のみ)

区分	基準年度の使用量	備考
役場庁舎	231,461 枚	3台分
村公民館	52,323 枚	1台分
小学校	61,283 枚	1台分
保育所	16,375 枚	1台分
合計	361,442 枚	

★ 廃棄物排出量 (※業者委託により数量等が把握できる廃棄物のみ)

区分	基準年度の使用量	備考
可燃ごみ	160 kg	全施設の総計
粗大ごみ	550 kg	

第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標

村の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標を次のとおり設定します。また、温室効果ガスの間接的な削減効果が見込まれる省エネ等の関連項目についても同様の削減率を目標とします。

基準年度の平成25（2013）年度総排出量に対し、令和13（2030）年度において、約40%の削減を目指して取組みます。

項目	基準年度の排出・使用量 (平成25年度実績値)	目標年度の排出・使用量 (令和13年度目標値)	備考
温室効果ガス	521,570 kg-CO ₂	312,942 kg-CO ₂	
コピー使用量	361,442枚	216,865枚	
廃棄物排出量	160 kg	96 kg	可燃ごみ

温室効果ガスについては、電気及び燃料使用による排出割合が約98%を占めていることから、この2項目の使用量削減への取組みが主となります。各施設で効果的な対策を講じて目標達成を図ります。

また、公用車部門では、低燃費・低公害車・電気自動車の購入や徒步・自転車等の活用及び公共交通機関利用促進を図ります。

紙類やごみの減量化と資源化による廃棄物対策も含め、削減目標を達成する具体的な対策・取組みは次章でまとめますが、村ではこれまでに事務事業の見直しや経費削減による財政の健全化に努めてきました。今後はこれらの取組みを今一度見直し、改善・工夫することで温室効果ガスの削減を図ります。

地球温暖化という地球規模の重要課題に対し、環境に配慮した取組みを村が地域の模範として率先して実践することが求められています。そのためにも全職員一人ひとりが地球温暖化防止に対する自覚と努力をもって削減を図ります。

第5章 目標実現のための具体的取組み

温室効果ガス削減に向けた取組みとして、温室効果ガスの約98%を占める二酸化炭素(CO₂)について、その排出原因となっている電気及び燃料使用量(ガソリン・軽油・灯油・重油・LPG)の削減・節減などに重点的に取組むとともに、省エネに効果のある技術の導入促進に取組みます。

また、ごみの分別による減量化、環境に配慮した事務事業の実施、職員の環境保全に対する意識の向上などにも取組みます。

1 目標実現のための取組み

取組事項	取組内容
(1) 省エネ対策の推進	①電気使用量の節減
	②燃料使用量の節減
	③公用車の適正な運用
(2) ごみの減量・資源化の推進	①コピー用紙等使用量の節減
	②ごみの分別徹底と排出量の抑制
(3) 環境に配慮した物品等の購入と利用の推進	①エコマーク・グリーンマーク物品等の購入推進
	②低燃費・低公害車・電気自動車の購入
	③Jクレジット
(4) 環境に配慮した公共施設管理の推進	①公共施設の整備・維持管理での環境配慮
	②公共事業・イベント等での環境配慮
(5) 再生可能エネルギーの導入	①太陽光や水力発電等の再生可能エネルギー導入
(6) 職員の環境保全意識の向上	①環境保全活動への積極的・自主的参加
	②研修会等への積極的参加
	③ノーマイカーデーの実施

2 具体的な取組み内容

(1) 省エネ対策の推進

①電気使用量の節減

取組みマニュアル	確認欄
<p>●こまめな消灯を心掛けるとともに、不必要に照明を使用しないようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間前後と昼食休憩時（窓口以外）は消灯を徹底。 ・事務室などは、必要な箇所のみの点灯とし、廊下やロビーなどの共用部分の照明は業務に支障がない範囲で消灯。 ・会議室の照明は必要以上に早く点灯しない。また、会議終了後は直ちに消灯する。 ・トイレ、書庫、倉庫等については使用後に消灯。 ・勤務時間終了後は必要な箇所のみ点灯し、他は消灯。 	
<p>●性能が劣化した照明器具等は早期に修理、交換します。</p> <p>●照明器具については、LED化を進めます。</p>	
<p>●電化製品・電気機器の使用はできるだけ控えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気ポット、電気スタンド、扇風機などはできるだけ使用せず、使用する場合は、節電を心掛ける。 ・エアコンについては、できるかぎり使用しない。 	
<p>●OA機器等の適切な節電に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンやプリンターなどのOA機器は、使用しないときには電源を切るように努める。 ・コピー機は節電タイプの機種を利用し、業務終了後は電源を切る。 ・必要以上にOA機器を使用しない。 	
<p>●できるかぎりエレベーターの利用は控えます。</p>	
<p>●各施設における電気使用状況を把握し、適正で効率的な運用が図られるよう定期的に点検します。</p>	

②燃料使用量の節減

取組みマニュアル	確認欄
<p>●公用車の適正な運用により燃料使用量の節減に努めます。</p>	
<p>●暖房については、適正で効率的な運転管理を徹底します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー等の暖房については、室温や運転時間の管理を徹底し、節減に努める。 ・石油ファンヒーター等の暖房器具の使用については、節減に努める。 ・会議室等の暖房については、必要以上に使用しない。 ・薪ストーブを効果的に活用することで、節電に努める。 	

●クールビズとウォームビズに取組みます。(夏は薄着、冬は厚着) ・夏季は、ノーネクタイとノーアンダーウェアの軽装にする。 ・冬季は、1枚でも多く重ね着をして自分の健康は自分で守る。	
●給湯器の使用については、湯を出したままにしないようにします。特に、調理職場などでは使用量も多いことから、節水も含め、節減に努めます。また、温度の適正な設定管理等に努めます。	

③公用車の適正な運用

取組みマニュアル	確認欄
●駐・停車時のアイドリングストップに努めます。	
●省エネ運転（エコドライブ）に努めます。 ・必要以上の暖機運転は控える。 ・急発進、急停車はしない。 ・不用な荷物の積載は控える。 ・法定速度を守り、エコドライブに努める。 ・乗る前に必ずタイヤの空気圧をチェックする。	
●過度のエアコン使用は控えます。 ・気象状況に応じて、こまめな温度調整に努める。	
●公共交通機関を優先・積極的に利用し、公用車の利用を減らします。 ・長距離の公用車の利用を減らし、電車やバスを利用。	
●燃料消費量や走行距離等など公用車の利用状況を把握し、適正で効率的な運用が図れるよう定期的に点検します。	

(2) ごみの減量・資源化の推進

①コピー用紙等使用量の節減

取組みマニュアル	確認欄
●コピー用紙の使用量を節減します。 ・両面コピーを徹底。 ・業務に支障のないものは、片面使用済みの用紙を再利用。 ・縮小機能等を活用して使用枚数を減らす。 ・コピー前に内容を確認し、ミスコピーの防止に努める。 ・コピーは必要最低限とし、紙による資料保存ができる限り減らす。 ・複合機のスキャナー機能を利用して、文書の電子化に努める。	
●印刷時における使用量を節減します。 ・文書等については必要以上に印刷せず、内容を十分に確認してから印刷する。 ・業務に支障のないものは、片面使用済みの用紙を再利用。 ・できるかぎり電子文書の利用に努める。	

●ペーパーレス化に取組みます。	
<ul style="list-style-type: none"> 会議資料や報告書等の簡素化をはかり、必要最低限とするよう努める。 回覧文書や内部会議資料などのペーパーレス化を図り、府内 LAN やメールの利用により、パソコン等からの閲覧で対応するよう努める。 会議資料等は、プロジェクター等の OA 機器の利用を促進。 外部への通知文書などについて、メール対応が可能な者の把握に努める。 送付文書やファックス送信票などはできるかぎり省略。 	
●印刷機の使用については、用紙の削減に努めます。	
●片面使用済みのコピー用紙は、裏面を利用するように分別を徹底します。	
●封筒類の使用量節減に取組むとともに、使用済み封筒の有効活用を促進します。	

②ごみの分別徹底と排出量の抑制

取組みマニュアル	確認欄
●分別収集の徹底により、ごみの排出量削減に努めます。	
●各施設において、リサイクルボックスを設置するなど、分別を徹底します。	
<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの減量に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 残飯を出さない献立メニュー作りに努める。 生ごみ処理機による資源化に努める。 生ごみ堆肥を花壇や畑などに利用。 	
<ul style="list-style-type: none"> 事務用品等は大切に使用し、詰め替え、取替え等ができる製品を購入するよう努めます。 <ul style="list-style-type: none"> 再利用できる製品の購入に努める。 再資源化製品の購入に努める。 トナーカートリッジ等はリサイクル品として活用。 	
●各施設では、廃棄物の排出量を把握し、減量化と資源化が図られるよう定期的に点検します。	

(3) 環境に配慮した物品等の購入と利用の推進

①エコマーク・グリーンマーク物品等の購入推進

取組みマニュアル	確認欄
●環境にやさしいエコマーク製品やグリーン購入法に基づく環境物品等の調達を推進します。	
●再資源化製品を購入・使用します。 ・用紙類は再生紙を購入し、使用。 ・トナーカートリッジ等は再生品を使用。 ・その他事務用品等は再生品を使用。	
●詰め替え可能な製品を使用し、使い捨て製品等の購入はできるかぎり控えます。	
●印刷物には、古紙配合率や使用インクの明記に努めます。	
●各施設の担当者及び責任者は、購入基準の設定とチェック体制を整備します。	

②低燃費・低公害車・電気自動車の購入

取組みマニュアル	確認欄
●公用車の更新時には、低燃費・低公害車、電気自動車の購入に努めます。	

(4) 環境に配慮した公共施設管理の推進

①公共施設の整備・維持管理での環境配慮

取組みマニュアル	確認欄
●各施設の維持管理においては、省エネ及び廃棄物の減量や資源化に努めます。	
●エネルギー効率の悪い設備や機器等の改修や更新に努めます。	

②公共事業・イベント等での環境配慮

取組みマニュアル	確認欄
●公共事業において、環境への影響が最小限になるよう配慮します。	
●建設副産物や間伐材等の適正な処理や有効利用を促進します。	
●緑化と環境美化を促進します。	
●イベントの開催にあたっては、環境への負担を最小限にし、できるかぎりごみを出さないよう配慮します。	

(5) 再生可能エネルギーの導入

①太陽光発電や水力発電等の導入

取組みマニュアル	確認欄
●役場庁舎やその他公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。	

(6) 職員の環境保全意識の向上

①環境保全活動への積極的・自主的参加

取組みマニュアル	確認欄
●緑化推進と環境美化活動など、地域での活動も含めて積極的・自主的に取組みます。	
●各施設において、良好な環境づくりを促進します。	

②研修会等への積極的参加

取組みマニュアル	確認欄
●環境に関する研修会や講演会に積極的に参加します。	
●職員からのアイデアや改善策等を提起するよう努めます。	
●各施設等において、環境保全に向けた職員の意識啓発を図る取組みを推進します。	

③ノーマイカーデーの実施

取組みマニュアル	確認欄
●通勤時や出張時の歩行や自転車、公共交通機関の利用を促進します。	
●ノーマイカーデー（月1回）の設定を検討します。	

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進に向けて、全機関が主体的に取組むこととし、取組み内容の実効性を確保するため、各機関の長（課長等）を推進責任者とします。

推進責任者は、本計画の趣旨、取組み内容を職員に周知徹底し、本計画を率先して実行するとともに、取組みやすい環境づくりに努め、取組み状況の把握及び管理を行うこととします。

2 実施状況の進歩管理と評価・見直し

本計画の取組み状況を担当課において定期的に調査・点検し、課題等を把握するとともに、評価・見直しを行い、本計画の継続的な向上を図ります。

3 職員に対する研修など

必要に応じて職員研修を実施するなど、地球温暖化防止をはじめとする環境問題への意識を高め、本計画の推進を図ります。研修については、他機関等における外部研修などについても積極的に活用します。

4 その他

本計画及び取組み状況については、各機関の実績を取りまとめ、毎年公表します。

この計画に関する事務は、総務課企画係において関係機関の協力のもと行います。